

## (排気ダクト等)

第9条の2 火を使用する設備（厨房設備及び燃料電池発電設備を除く。）又は器具の上方に設ける排気ダクト等の位置、構造及び管理の基準については、第3条の4（第1項第2号エ及び第2項を除く。）並びに前条第1号及び第4号の規定を準用する。（か）（せ）（ひ）（ほ）

## 【解説】

本条は、火を使用する設備又は器具の上方に設ける全ての排気ダクト等の位置、構造及び管理の基準について規制している。ここで、厨房設備を除くこととしているのは、第3条の4第1項において規制しているからである。本条の運用にあたっては、第3条の4及び前条の規定を一部除外し準用することとしている。

また、燃料電池発電設備を除くこととしているのは、燃料電池発電設備は第13条第1項3号（内燃機関を原動力とする発電設備）の排気筒の規定を準用することとしているからである。

「排気ダクト等」とは、第3条の4第1項第1号で定義しているように、排気ダクト及び天蓋をいうものである。

第9条は、火を使用する設備に接続して設けられた煙突（排気筒）であり、廃ガス等が室内を経由することなく、燃焼設備から直接屋外へ排出できる構造のものであるのに対し、本条の排気ダクト等は、火を使用する設備又は器具の上方に設けられる天蓋及び排気ダクトであり、当該設備又は器具から排出された室内の廃ガス等を室内の空気とともに排出する構造のものをいい、その廃ガス等の排出方法により第9条と第9条の2に区分し規制している。